千葉市保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課長

千葉市障害福祉サービス継続支援事業費 (国補助事業) 補助金交付申請について

日頃より本市障害福祉行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(((追加協議分)(令和4年3月31日通知)及び(令和4年度第二次補正予算分)(令和4年12月16日通知)、以下「国要綱」という。)及び千葉市障害福祉サービス継続支援事業費(国補助事業)補助金交付要綱(令和4年12月16日施行)に基づき、下記のとおり申請を受け付けますので、該当する事業所におかれましては、期限内にご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 事業内容

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、衛生・防護用品等の購入費用や建物の消毒に要する費用、職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

ア対象施設・事業所

国要綱(追加協議分及び第二次補正予算分)3の(1)のアに記載のとおり。

イ 助成額(基準単価)及び対象経費

国要綱(追加協議分及び第二次補正予算分)3の(1)のイに記載のとおり。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

<u>感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、</u>当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、<u>協</u>力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

ア 対象施設・事業所

国要綱3(追加協議分及び第二次補正予算分)の(2)のアに記載のとおり。

- イ 助成額(基準単価)及び対象経費
 - 国要綱3(追加協議分及び第二次補正予算分)の(2)のイに記載のとおり。
- ※注① 補助対象となる経費は、<u>令和4年度において発生したものが対象となり</u> ます。このため、対象経費に係る領収証等の日付が令和4年4月1日以降の ものが該当します。

② 国要綱(追加協議分及び第二次補正予算分)3の(3)「緊急時の応援に係るコーディネート等支援事業」及び国要綱(追加協議分)3の(4)「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」については、千葉県により実施される事業のため、詳細は千葉県へ確認ください。

なお、(1)のアに該当する事業所で、本市に申請した対象経費については、二重申請を防止するため、国要綱(追加協議分)3の(4)の事業について千葉県に申請する際の対象経費に含めることはできません。

2 提出書類

- (1) 千葉市障害福祉サービス継続支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 別紙様式1~3
- (3) 当該補助事業であることがわかる資料 (代替サービス実施、感染者・濃厚接触者対応記録等)
- (4) 支出経費に係る領収書等の写し
- (5) 当該事業に係る収支決算書
- (6) 誓約書
- (7) 振込先口座確認書
- (8) 債権者登録届出書(新規登録)
- ※注①(3)及び(4)以外は別添様式を使用し、国要綱及び記載例等を参考に作成してください。
 - ② (3) 及び (4) については、必要なものの写しを提出してください。
 - ③ (7) については、市へ登録済みの口座を補助金の振込先として指定してください。未登録の場合は、(8) をご提出ください。
 - ④ (8) については、補助金の振込先となる口座が市へ未登録の場合のみ提出してください。

3 提出期限

令和5年3月24日(金)17:00必着

- ※注)上記提出期限の翌日から令和5年3月31日までに発生した対象経費については、別途ご相談ください。
- 4 提出方法 下記提出先に紙ベースで1部ご提出ください。

5 留意事項

- (1) すでに他の補助制度による補助を受けている(予定を含む)経費については、本補助事業による補助は受けられません。
- (2) 申請書の提出を受け、補助金交付決定後、請求書をご提出いただき、請求書の受理 日から約2週間後に補助金の支払いとなります。

(3) 本補助金の交付に係る国及び市の要綱(別添)を十分ご確認の上、申請をお願いします。

(問い合わせ・提出先) 〒260-0026 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課 施設支援班 北田・鈴木

<u>TEL:043-245-5174</u> FAX:043-245-5630 Mail: shogaifukushi. HWS@city. chiba. lg. jp